

五泉市通話録音機器等設置費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の消費トラブルを未然に防止するため、通話録音機器等を購入した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。

(2) 自動着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された情報等により迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は警告表示する機能を有する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、五泉市内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) ひとり暮らしの高齢者

(2) 高齢者のみで構成される世帯の者（第1号に掲げる者を除く。）

(3) 日中、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）

(4) 第1号から第3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

2 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助対象者及び同一家屋に居住する者に市税の滞納がある場合。

(2) 同一家屋に、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる機器を五泉市内に住所を有する事業所から購入する事業であるもの

とする。

(1) 通話録音装置

(2) 自動着信拒否装置

(3) 電話の着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝え、通話内容を録音する機能を有する固定電話

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、機器の本体代金（消費税及び地方消費税の額を含まない。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、3千円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、五泉市通話録音機器等設置費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 商品カタログ等、購入する機器の機能が確認できるもの

(2) 機器の購入に係る見積書

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を五泉市通話録音機器等設置費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達するために必要な調査をすることができる。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、五泉市通話録音機器等設置費用補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

なお、補助対象経費に増額変更があった場合、補助金の増額は認めないもの

とする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 機器の設置が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金の額を決定し、五泉市通話録音機器等設置費用補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定をするときは、補助対象事業により取得した補助対象機器について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。
- (2) 常に良好な状態で維持管理すること。
- (3) 第1号から第2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(請求の手続き)

第12条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに五泉市通話録音機器等設置費用補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の取消及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第11条各号に掲げる条件に違反したとき。
- (3) 第1号から第2号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。